

【伊達市調査報告書】

避難勧奨地点解除後の課題

2013 年 4 月

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

Human Rights Now



特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

〒110-0015 東京都台東区上野5丁目3番4号

クリエイティブ One 秋葉原ビル7階

電話 03-3835-2110 ファックス 03-3834-1025

ヒューマンライツ・ナウは弁護士、研究者、ジャーナリスト等からなる東京を本拠とする国際人権NGO。

国連特別協議資格を有し、国内外の深刻な人権侵害の解決を求めて活動しています。

※この報告書は『平成24年度日本郵便の年賀寄付金「東日本大震災特別枠」』の

助成を受けて調査・製作しました。

I はじめに

東京に本拠を置く国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ HRN は、2012 年 11 月 19 日および 2013 年 2 月 3 日、福島県伊達市の住民が置かれている状況を調査するため伊達市内や福島市内を訪れ、聞き取り調査を行った。

2011 年 3 月の福島第一原発事故に伴い、放射性物質は放射能雲の帯となって浪江町・飯舘村などを通過、その延長線上にある飯舘村隣接の伊達市も甚大な影響を受け、深刻な汚染に晒されたまま今日に至っている。

2011 年 6 月に年間 20 ミリシーベルトを超える霊山町下小国地区について、国は住宅ごとの特定避難勧奨地点の指定を行い、さらに同年 11 月に追加指定がされた。

特定避難勧奨地点の指定は、地域ごとではなく、世帯ごとの「点」による指定というかたちをとったため、住民の間で不安感や不公平感が生み、それまでの人間関係が分断される結果をもたらした。ところが 2012 年 12 月には、特定避難勧奨地点が突如解除されるに至った。このような決定が避難指定のあり方や解除が果たして正しかったのか、検証する必要がある。

今回の調査報告書は、2012 年 11 月 19 日の伊達市における調査を踏まえつつ、避難指定解除後の状況について焦点を当てるために 2013 年 2 月の調査等を中心に構成し、避難指定解除をめぐる状況、住民が今いかなる不安を抱えているのか、さらに今後の課題を検証することとした。

調査にご協力いただいた方々に心から感謝申し上げたい。

(参考)：調査日程及びスケジュール概要

○2012 年 11 月 19 日

- ・伊達市小国小学校および周辺地域の視察・線量測定
- ・伊達市において、住民からの意見聴取

○2013 年 2 月 3 日

- ・福島市・市民放射能測定所(CRMS)訪問
... 伊達市住民及び CRMS スタッフからの聴き取り
- ・福島市・チェンバおおまちにて
... 伊達市住民からの聴き取り

Ⅱ 伊達市を取り巻く状況について

1 伊達市について¹

伊達市は2006年(平成18年)1月1日に伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月館町の5町が新設合併して発足した。福島県の北部に位置し、県都福島市の北東に隣接している。東に阿武隈山系の霊山、西には吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる福島盆地の中にある。伊達市全体の65パーセントを森林と農地で占めているとされる。

2013年1月末日現在住民基本台帳人口によれば、総人口は65186人、2万2025世帯である。

伊達市は、養蚕業を核に商工農林業の発達をみたが、現在は稲作、野菜、果物等を中心とする農業・畜産業が相当の割合を占める。

伊達市ホームページによれば、総農家人口は5,739戸、農業収入は米が15.7億円、野菜が49.0億円、果物が49.8億円、鶏が15.5億円とされている(基準年度は明記されていない)。



図1 伊達市の位置

2 福島第一原発事故後の状況

福島第一原発事故の影響で、伊達市は放射性物質による深刻な汚染の被害にあった。特に霊山町小国地区などは空間線量が高く、年間20ミリシーベルトを超える地域が広く見られ、住民の間で被ばくに関する懸念が広がった。

国は2011年6月16日の発表で、2011年6月5日、6日、10日から14日までに国および福島県で行った環境モニタリングの結果を踏まえ、年間20mSvを超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」と指定するとの対応方針を公表、

¹ 福島県伊達市公式 Web サイト

<http://www.city.date.fukushima.jp/profile/gaiyou.html>

同年6月30日に、原子力災害現地対策本部は、福島県及び伊達市による協議を踏まえ、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、その旨伊達市に通知した。

政府によれば、特定避難勧奨地点とは「計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点」をいうとされる。²

特定避難勧奨地点に設定された住居に対しては、避難等に関する支援が行われると共に、モニタリングを継続的に行うとした。³

記

伊達市霊山町上小国の一部	30地点 (32世帯)
伊達市霊山町下小国の一部	49地点 (54世帯)
伊達市霊山町石田の一部	19地点 (21世帯)
伊達市月舘町月舘の一部	6地点 (6世帯) 104地点(113世帯)

2011年11月25日、経済産業省原子力災害現地対策本部は、同年7月27～29日、8月14～16日および23日のモニタリング結果等を踏まえ、さらに伊達市内で13地点(15世帯)について追加設定を行った。⁴

小国地区の約3割の世帯が避難勧奨地点に指定されたこととなる。

避難勧奨地点の指定は、年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される「地点」を対象に、国が市町村と協議して世帯単位で指定する方法が採用され、避難は強制ではなく住民の判断に委ねられた。

住民によれば、避難勧奨地点の指定に先立つ放射線量の計測は1回限りであったという。しかも、測定方法は、それぞれの家屋の玄関と庭先の2カ所を測っただけであり、雨樋や軒下などの線量の高い箇所は外されたという。⁵

このようなずさんな測定のあり方では、本来指定されるべき世帯が避難勧奨地点から除外された可能性を否定できない。

特定避難勧奨地点の指定は、地域ごとではなく、世帯ごとの「点」による指定というかたちをとったため、住民の間で不安感や不公平感が生み、それまでの人間関係が分断される結果をもたらした。

² 2011年6月16日付原子力災害対策本部「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」

<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616007/20110616007-2.pdf>

³ 2011年6月に経済産業省管轄の原子力保安院や原子力災害現地対策本部が、年間線量が20mSvを超える地点についての対策を発表した

<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616007/20110616007-2.pdf>

<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616007/20110616007-1.pdf>

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20110630nisa-2.pdf>

⁴ 同上

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/111125b.pdf>

<http://www.city.date.fukushima.jp/profile/k-kaiken/pdf/h23/20111125-shiryu01.pdf>

⁵ アジアプレス 地域分断した「避難勧奨地点」／福島・伊達市ルポ

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20130305-00000000-asiap-soci>

指定を受けた世帯は、他の避難区域の住民と同様、精神的な損害賠償として東京電力から一人月 10 万円が支払われた。賠償支払いにあたっては、避難の有無は問わないとされた。指定を受けた住民には、医療費の一部免除や、国民年金保険料の減免もある。一方、指定を受けなかった世帯にはこうした賠償はなく、「自主的避難等に係る損害」として、一人一括 8 万円(妊婦と 18 歳以下の子どもは 40 万円から 60 万円)の賠償金および 4 ないし 8 万円の追加賠償が東京電力から支給されるのみであった。⁶

こうした賠償格差は地域に深刻な分断をもたらした。

2013 年 2 月 5 日には、特定避難勧奨地点に指定されなかった伊達市の 323 世帯 991 人が、事故が起きた 2011 年 3 月からの精神的損害の賠償として、東京電力に 1 人当たり月 10 万円の支払いを求める裁判外紛争解決手続き(ADR)を原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てている。

一方 2012 年 12 月、突如として国は、特定避難勧奨地点を解除すると決定し⁷、住民はさらなる混乱と生活環境の変化を強いられた。

一方、伊達市は 2012 年度、復興教育の一環として、新潟市見附市において 5・6 年生を対象に市内 21 小学校のうち 9 校で「移動教室」を実施するなど先進的な取り組みも見られる。⁸

⁶ 自主避難賠償 <http://www.tepco.co.jp/comp/faq/index4-j.html>

東京電力プレスリリース「自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」2012 年 12 月 5 日
http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1223477_1834.html

⁷ 2012 年 12 月 14 日 経済産業省 原子力災害現地対策本部
伊達市における特定避難勧奨地点の解除について

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/121214/20121214_04.pdf

⁸ 朝日新聞 2012 年 10 月 20 日「移動教室にこそ予算を」

<http://www.asahi.com/national/update/1019/TKY201210190618.html>

Ⅲ 放射線汚染の実態について

2012年12月14日に伊達市の特定避難勧奨地点はすべて指定解除となった。
(資料1)

しかしながら、伊達市、とりわけ小国地区の放射線量は深刻であり、安全と言えるレベルに到達したとは到底言えない状況であった。

HRNは、2012年11月19日に伊達市小国小学校周辺を視察し、線量測定結果を観測したが、年間20mSvをはるかに超える地域が学校の真裏や近隣の農地などで観測された。

HRNが2012年11月19日に確認した数値は、民間機関であるCRMS(Citizens' Radioactivity Measurement Station：市民放射能測定所、IV章参照)が伊達市立小国小学校の保護者、PTA 役員の依頼を受けて、2012年7月に行った同学校及び周辺の放射線量測定結果(資料2)と近似しており、なかにはさらに深刻な汚染地域も確認された。

CRMSは、小国小学校PTA 役員とともに2013年3月14日にも小国小学校の放射線量の測定を実施している。2013年3月14日の測定結果をみると、2012年7月の測定値と比較して、大幅に数値が下がっているところはごく一部に過ぎず、全体の傾向として減衰傾向は観察されるものの、半減というような数値では全くない。

それどころか汚染が深刻になったり、新たにホットスポットが形成された箇所も数多くみられる。地表面において毎時3マイクロシーベルトを超えるスポットも多く確認され、毎時20.5マイクロシーベルト(南側溝)、毎時14マイクロシーベルト(校舎北斜面下)、毎時7ないし7.63マイクロシーベルト(プールわき排水溝)、毎時4.7マイクロシーベルト(北東階段)などという数字が出ている。

子どもが日々生活する学校の校内において、これだけの汚染が今も続いている状況は極めて深刻である。また、最も除染が進められているはずの学校においてこのような汚染状況であることに照らせば、除染が進んでいない地域の汚染の深刻さはさらに憂慮される(資料3)。

政府等が公表している定点観測のデータだけでは、十分なモニタリングとは言えない。⁹

このような高度の汚染が続く状況で、年間20mSv以上の地域に避難を勧奨するという特定避難勧奨地点の指定解除という判断が正しかったのか、厳正な検証が必要と言うべきである。

⁹ 原子力規制庁・伊達市の観測結果 <http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/8000/7400/view.html>
2013年4月 福島県伊達市 伊達市内 環境放射線測定値
<http://www.city.date.fukushima.jp/groups/hosyasen/housyanou-all.html/>

IV 福島市・市民放射能測定所(CRMS)訪問と住民からの聞き取り

2013年2月3日、福島市内の商店街の一角に所在する市民放射能測定所(Citizens' Radioactivity Measurement Station/以下、CRMS)にて、同団体の岩田渉氏、丸森あや氏、及び伊達市霊山町住民の菅野氏から伊達市の状況、伊達市の特定避難勧奨地点解除についてお話を伺った。



1 菅野氏からの聞き取り(伊達市住民、男性)

(1) 概況

菅野氏は伊達市霊山に自宅があり、地元住民とともに放射線を測定し、マップを作成している。

2012年4月に2回目の測定マップを作り、2013年3月に3回目の測定マップを作成する予定である。雪が残った状態では放射線量が下がってしまい、危険も伴うため、雪が解けてから測定マップの作成を実施することとなった。

小国地区は全戸数で約420戸、そのうち特定避難勧奨地点として指定されたのが90戸である。これらの住宅は、年間20mシーベルトを超えそうな地点があるとのことで、特定避難勧奨地点となった。

(2) 伊達市の除染活動について

菅野氏：小国地区では大手ゼネコンが除染作業を行っている。

除染が始まったのは2012年8月頃からである。

除染で発生した除去物の仮置き場が見つかったため、地区の8～9割ほど除染完了した。どうしても仮置き場が見つからない地域では、自宅敷地の一角に仮置きしているところもある。

除染を終えた地域では直後には線量は下がったことが確認された。しかし、基準により、宅地とその周辺20メートルしか除染は行われないこととなってい

る。市・私道は除染するものの、県道と国道は伊達市の管轄外なので除染していない。

また、小学校敷地内は一度除染したものの、農地に囲まれているせいか、いまだに線量の高いところもある。

国と県と市が共同して除染する、という話は出ていない。そのため、面的な除染活動ができていない。また、伊達市の多くの部分を占める山・森林については除染されていない。これでは、市街地を除染したとしても山・森林から放射性物質が降ってきてしまい、何度も除染を繰り返さなければ意味がない。一度、数百万円かけて住宅敷地を除染したものの、結局大風が吹いて木の葉が舞い降り、また線量が戻ってしまったという例もある。

山の除染は難しい。木を伐採してから除染するにしても、不用意に伐採すると土砂災害の恐れもある。また、いまだに国でも森林の除染方法が確立されていない。

この事態に対して福島県も国に山の除染を要望しているようだ。飯舘村は山の除染もしているようだが、自治体によって山の除染をするか否かが異なるというのもおかしな話である。

(3) 農地の除染活動について

去年12月に伊達市は一方向的に特定避難勧奨地点の指定が解除されたが、まだ住宅の周辺しか除染されておらず、農地の除染も未了である。

農地の除染がなされていないにもかかわらず、今年伊達市の稲の作付制限が解除され、全面的に米の作付を行うことになった。¹⁰

作付の条件としては、セシウムの吸収抑制剤としてカリウムとゼオライトを10a当たり200kgほど投入する、ということで、このような吸収抑制剤の散布により稲作を再開するように指示された。

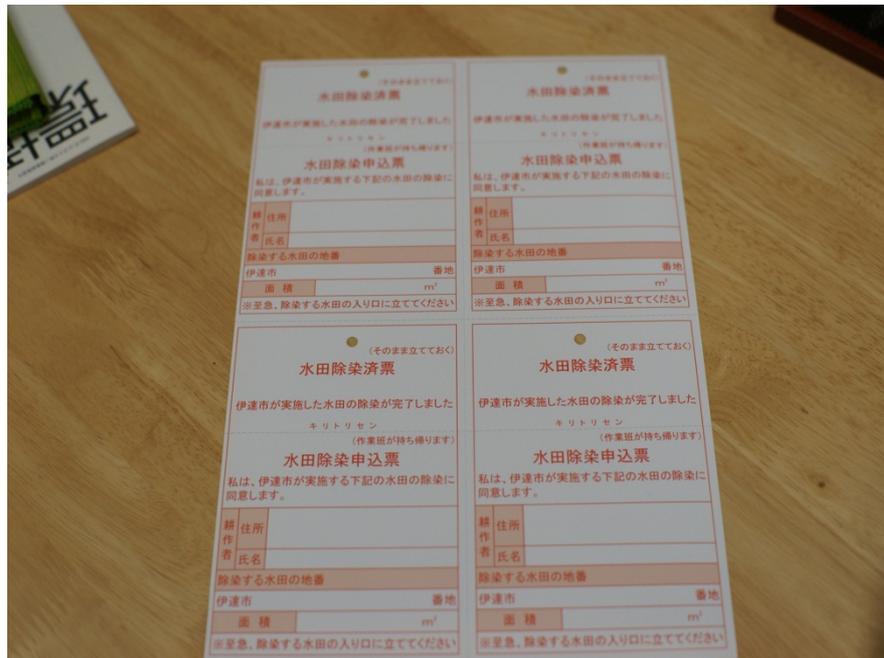
伊達市で「水田の除染」というのは、この吸収抑制剤を入れる措置のことを意味しており、逆に言えば、それしか行われていない。表土を剥ぐということもしない。今のところ伊達市農林課では吸収抑制剤を投入し深耕すれば除染が完了する、という方針である。終えたところは「水田除染済票」を水田に掲示し、除染完了扱いとなっている。

¹⁰ 経済産業省(2012年6月15日発表)

伊達市などの出荷制限について p.15～

伊達の稲の作付制限 p.24～25

<http://www.meti.go.jp/press/2012/06/20120615006/20120615006-1.pdf>



(市が配布している水田の除染済み票。カリウムとゼオライトを10a当たり200kgほどした水田に掲示されている)

HRN：そのような吸収抑制剤の散布で、食物のセシウム汚染が防げるのでしょうか。

菅野氏：ゼオライトには放射性物質を吸収する効果がある。セシウムの吸収抑制対策をして米を試験栽培した結果、一応、基準値を超える線量は検出されなかった。稲は必ずしも土の汚染度と比例関係にはなく、水による影響が大きそうである。水に溶けているセシウムを稲は吸収しているようだ。

また、この地区の畑の土壌は粘土層が多いため、土壌から作物へのセシウムの移行は少ないと考えられる。しかし、カリウムが不足している田の稲は、カリウムと似ているセシウムを吸収しやすくなるので、定期的カリウムを投入しなければならない。

東京大学の根本教授は、例年通りの作付をする米の試験栽培を行い、それを調査し地区内に情報を提供している。

ただ、これはあくまで稲へのセシウムの移行阻止というだけであり、空間線量が下がるわけではない。農地は線量も高く、作業を行っても身体に影響はないのか不安である。

仮に農作業して作物ができたとしても、セシウムで100Bq近くが検出されるような食べ物を食べてよいものか、不安に思う人もいる。

なぜか豆類には汚染の影響が出やすいので気をつける必要がある。

また、特定の農地で採れる農産物だけに基準値以上の線量が検出されることがある。農地ごとに土質が違うことが原因かもしれない。

(4) 特定避難勧奨地点指定の解除について

菅野氏：特定避難勧奨地点指定が解除され、東京電力による損害賠償も今年3月で打ち切られてしまう。¹¹

避難者の多くは伊達市内の市営住宅に住んでいるが、福島や山形に避難している人もいる。

しかし、避難者は各地に避難しているため相互の連絡もとれず、情報共有が上手くできていないことから、今後の方針は避難者自らで決めなければいけない状況にある。特定避難勧奨地点の指定も解除も市長権限で行われ、政府の権限ではないと思う。

HRN：2012年12月14日に指定解除になったというのは、どのように周知されたのですか。

菅野氏：この指定解除は新聞報道でしか知ることができず、住民が直接知らされていたかどうかは判らなかつた。その後確認したところ、指定された住民宛に指定解除の通知が送られたとのことであつた。この指定解除については事前に説明会等は一切なかつた。

ある日突然、「除染をして20ミリシーベルトを超えそうなところは無くなつた。みなさんもお正月に家に帰りたいでしょから」と、指定が解除された。

南相馬ではまだ特定避難勧奨地点があるが、伊達市は、1mの高さで3.2マイクロシーベルトを越えた時点で特定避難勧奨地点に指定される仕組みになっており、基準が異なる。

HRN：20ミリシーベルト以下になるよう、除染が行われているのは、特定避難勧奨地点に指定された住宅街周辺だけですか。

菅野氏：指定時と同様、自宅周辺が除染によって20ミリシーベルト以下となれば解除される。しかし、除染未了の地域がたくさん残されていて、20ミリシーベルト以上の地域も近隣に広がっている。それにもかかわらず、指定解除がなされたことに、住民は憤っている。

なお、住宅除染の管轄は伊達市放射能対策課であるにもかかわらず、除染完了時の測定値は除染した業者から受け取つた。私は除染完了時の測定に立ち会うことができたが、すべての人が立ち会えたか否かは定かではない。

もともと、最終的に住民も立ち会つたという写真を撮影し、形としては立ち会いがあつたことを残しているようである。

しかし、特定避難勧奨地点に指定されたため、避難している人たちは当然除染されている時も不在のため、本当に立ち会いができたといえるのか判断ができない。

伊達市が指定を解除したい動機としては、指定された世帯と指定されなかつた世帯とで、感情的な対立が生じてしまつたので、その対立を早く解決したいという思いがあつたのだと思う。

¹¹ 福島民報 http://www.minpo.jp/pub/topics/jishin2011/2013/02/post_6113.html

指定を受けた住民には結果として月 10 万円の賠償が受けられた。ほとんど同じ地域で同じような生活をしているのに、或いは、線量も場合によっては高い地域も存在するのに、指定を受けられず賠償が一切受けられなかった住民がたくさんいる。そうした住民は不公平に憤っている。

(5) 住民に対する補償について

菅野氏：特定避難勧奨地点に指定された人々に対する支援・補償については、借り上げ住居はもう一年延長になるが、精神的損害に対する賠償は今年(2013年)の3月で打ち切られるため、4月以降は住宅補助だけになると聞いている。¹² 他方、特定避難勧奨地点に指定されなかった人々にはこうした補償がなされなかったため、間もなく集団で、ADRの申立てを行う予定である。

この申立てには指定を受けられなかった人々のうち、9割近くが参加する見込みである。今回の申立てでは、精神的損害についてだけ請求する予定であり、弁護団は東京の弁護団に依頼している。¹³

(6) 住民間の分断について

菅野氏：伊達市の避難者の情報は区長でさえ把握していないようだ。避難者同士で横のつながりを作ることもできていない。

住民は全く分断されている。

先ほどお話しした農地の除染についても、「これでよいのか」という思いがあっても、農民の間では、表土を剥ぐことで土壌の栄養分まで失われてしまい、作物の味が変わることを恐れている人がいる。

そのため、農地の基盤整備などひとまとまりになって行政と交渉を進める、ということをするのが難しい状況にある。

このままでは進まないから、セットメニューとして包括的な復興や除染プランを複数作成する必要があるのではないかと市議員等とも話している。

中間貯蔵施設を作るにしても、建設予定地域での住民感情もあり難しいと思う。正直なところ、住民同士でも感情的な対立が生じてしまっており、今後どのようにコミュニティを回復していくかが課題である。

ADRの申立てにより、指定を受けていなかった世帯にも指定を受けた世帯と同様な賠償が得られるのであれば、少しは修復されるかもしれない。

しかしそれでも、もう壊れてしまった関係性が完全に元通りになるかどうかはわからない。特定避難勧奨地点は住民が引きたくて引いた境界線ではない。もともと人間は動き回る生き物である以上、固定した線引きにどれほど合理性があったのであろうか。

¹² 文部科学法の原子力損害紛争審査会が出した中間指針の第二次追補(H24.3.16)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2012/03/16/1318795.pdf

「第2 政府による避難指示等に係る損害賠償について」>「1 避難費用及び精神的損害」

>「(3)特定非難勧奨地点 III」を参照のこと

¹³ 原発被災者弁護団 <http://ghb-law.net/>

(7) その他

菅野氏：土壤汚染のサンプリングは市や農協等でもやっている。2011年から継続してサンプリングをしているが、市や農協からは住民に対してフィードバックはなされていない。

山の除染も農地の除染も不十分であれば、集団移転も選択肢にいれるべきではないかと思う。年間20ミリシーベルトを下回れば生活できるだろうという人もいるし、自分たちが生きている間には影響は出ないだろうという考えの人もいる。

伊達市市長は、当初はどの市町村より率先して除染等を進めており、子どものこと、住民のことを考えている市長だとアピールしていたものの、結局はアピールでしかなかったように思う。

2 CRMS からの聴き取り

CRMS は、福島第一原発事故を契機に、2011年に市民の電離放射線からの防護の向上を目的として日本で設立された非営利団体である。

ウェブサイトによれば、CRMS は、独立した民間団体で、すべての市民が放射線防護に関する知識にアクセスでき、放射能の測定法を学ぶことができ、その結果、自律的に防護することができるようにするツールを提供することを使命としている、とされる。

CRMS は市民の要請に応じて放射能測定を行い、ウェブサイトやその他のメディアでそのデータを公表してより多くの市民と情報を共有している。

また、医療・ケアの観点から「子どもたちを放射能から守る全国小児科医ネットワーク」(代表：山田真)の小児科医らとともに、2011年6月から福島県をはじめとした国内各地域にて、健康相談会を開催している。¹⁴

CRMS では、市民の要請にこたえて、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、食品・水の測定、空間線量の測定等を実施している。

(1) 伊達市小国小学校の問題について

丸森氏：伊達において線量測定を行っているが、小国小学校等、小国地区はとりわけ線量が高い。これだけ線量が高いにも関わらず、特定避難勧奨地点の指定解除になるのは極めて問題である。

子どもたちの状況が懸念される。小国小学校では、全児童数が53人から44人に減少した。さらに来年度は26人になる見込みである。

保護者から、小国小学校の周辺放射線量が高いので、何とかして欲しいと具体的な対策を要請したにもかかわらず、学校側が対策をとる姿勢を示していない。「学校としてはできる限りやっているの、もうこれ以上は気持ちに沿うことはできません。何なら、私立もありますよ」と言われた家庭もあるようである。

¹⁴ <http://www.crms-jpn.com/>

小国小学校等では普通に体育の授業が行われている。

屋外の体育の授業を受けたくない、という子どもに対する配慮も十分でない。学校の校庭で行われたマラソンの練習では、郊外活動を希望しなかった二人だけ練習から外されて、校庭の片隅で立って見学させられていたということもあると聞いている。

(2) ICRP 福島ダイアログセミナー¹⁵について

岩田氏：日本の ICRP ダイアログセミナーが伊達市の協力により、2012 年中に 3 回行われた。ジャック・ロシャールというフランスの CEPN¹⁶の経済学者が議長であるセミナーである。

彼は 1991 年に IAEA の「国際チェルノブイリ・プロジェクト・テクニカル・レポート」において、チェルノブイリ事故後の健康被害に関して、「放射線と直接に関係がある障害はみられなかった。事故に関連する不安が高レベルで継続し、心配やストレスといった形で多大な負の心理的影響を及ぼした」と報告し、コスト・ベネフィット分析の結論として、「ソ連が採用している線量基準は低すぎる、現実的ではないという点と、移住にかかるコスト」が問題であると指摘した。¹⁷

その上で、「汚染地域に住んでいる住民のこれ以上の移住は正当化できない」と断定している。

また、「社会的政治的プレッシャーによって、他国より低い線量レベルを導入して、自国の世論の信頼を増そうとする場合、それはとめどもない影響を及ぼして、究極は世論の信頼を失うだけという結果となる。このようなことは断固として阻止すべきである」とも述べていた。

彼は、2011 年 9 月に初めて日本に招聘され、福島第一原発事故後、伊達市を中心に自説に基づいて活動を開始し、地域のステークホルダー評議会にて教育関係者を招く等してセミナーを開催するようになった。

2 回目にはアメリカ大使館からも出席者を呼び、3 回目のスピーカーには田村市の教員も参加していた。セミナーでは議論をもとに、勧告をとりまとめており、この勧告はホームページ¹⁸で入手することができる。¹⁹

ダイアログセミナーでは、伊達市市長や、市の職員、また主に教育関係者等を「教育」する狙いがあったのではないだろうか。

実際、一定の効果があったのだと思う。

¹⁵ International Commission on Radiological Protection の略称 <http://icrp-tsushin.jp/index.html>

¹⁶ Le Centre d'étude sur l'Evaluation de la Protection dans le domaine Nucléaire (CEPN)
<http://www.riskgov.com/>

¹⁷ The International Chernobyl Project Technical Report: Assessment of Radiological Consequences and Evaluation of Protective Measures, Report by an International Advisory Committee,
http://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/Pub885e_web.pdf

¹⁸ <http://icrp-tsushin.jp/dialogue.html>

¹⁹ 2013 年 3 月 5 回目のダイアログセミナーが伊達市内で開かれた。
<http://www.minpo.jp/news/detail/201303046967>

こういったセミナーに参加した人は、「外国人の権威者が安全だと言っているのであればやはり大丈夫なのだろう」と、放射線影響について気にすることなく安心して生活してよい、という自信を深める結果になっているし、不安を感じている人が不安に思うのをやめる方向に誘導している。

V 伊達市住民(母親)からの聞き取り

2013年2月6日、福島市内「チェンバ・おおまち」にて、伊達市住民であり、子を持つ母から事情聞き取りを行った。

菅野氏は自宅が特定避難勧奨地点に指定され、このたび解除された世帯である。島氏は特定避難勧奨地点に該当しない地域の住民である。島氏には、2012年11月19日(伊達市内)と2013年2月6日の2回にわたり聴き取りを行った。さらに、その後の経過について、菅野氏、島氏に対し電話聴き取りを行った。

1 菅野氏からの聞き取り(伊達市住民、女性)

(1) 特定避難勧奨地点解除について

菅野氏：伊達市霊山町に夫と子ども三人で居住していた。子どもは現在9歳の長男、6歳の長女、5歳の次男である。

2011年6月に特定避難勧奨地点に指定された。家は、会社を経営しているが、特定避難勧奨地点に指定されて、梁川に避難した。しかし、昨年12月に特定避難勧奨地点の指定が解除された旨の通知がきた。そもそも解除に当たって何も事前に相談もなく、一方的に通知が来た。

このことについて、伊達市になぜかと問い合わせても、「国が決めたことだから」と回答された。ところが、国に問い合わせると、「市と協議して決めたことだから」と言われる。誰も対応してくれない。

指定の時には事後的にでも説明会があったが、指定が解除された今、伊達市としては説明会を開く気もないようだ。

HRN：自宅の線量は下がったのですか。

菅野氏：自宅は除染したので確かに線量は下がったが、除染のされていない私道を測定すると、すぐに毎時2.5～3.5マイクロシーベルトが出たりする。

除染も、ホットスポットは深く掘り返すが、それ以外の場所では表土を一度さっと削るだけである。

屋根の除染も行わない。これは「除染中に屋根を壊したら余計に賠償にお金がかかってしまうから」と聞いた。

除染後は、地上より50センチ、50センチより1メートルのほうが線量が高いという結果が出ている。(資料4)。

伊達市の除染はかなり手抜きだ。ある程度の線量が検出されたとしても、土をかぶせて埋めてしまう。一時的に測定に来て、除染後に線量が下がっていたからということで、一方的に指定を解除するのは問題である。

(2) 東電からの損害賠償について

菅野氏：特定避難勧奨地点に指定された後に支払われる賠償金については、「特定避難勧奨地点は除く」という文言が多く、他の避難地域と異なる取り扱いがされていた。

商工会で賠償請求書の書き方を教えてもらったところ「去年の12月で営業の賠償は打ち切られた」と言われた。

今年2月12日に東京電力相談室に確認したところ現時点では決定していないと言われた。

実は、賠償も、雑収入扱いされてしまったため、賠償金額の半分くらいは税金として徴収されてしまった。²⁰

特定避難勧奨地点が解除されてしまうと住民税もどうなるのか。

これでは、賠償金をもらってもそのお金は結局税金として国に吸いとられてしまうので、雑収入として全てに課税することは賠償金の趣旨と反しているのではないか(資料5)。

また、税の納付期限の延長という措置も福島県内の12市町村にて実施されているが、福島民報によるとその中に伊達市は入っておらず、おかしいのではないだろうか。²¹ 東電から「会社組織を運営していて避難しているのは菅野さんだけです」と言われたことがある。

(3) 伊達市立小国小学校の線量について

菅野氏：子どもは梁川から小国小学校に通学している。

避難先から学校に通学していること自体がおかしいと思う。しかし、学校に相談しても、現在44名の児童しかいない規模の学校であるというのに「教頭先生は忙しい」の一言で対応してくれないので、仕方なく小国小学校に通わせている。また、小学校はこれまで非常に高い線量の数値が出ていたものの、教頭先生はその事実を認めたり認めなかったりしていて、きちんと対応してくれない。

学校が測定した数値は公表されているが、決められた定点での測定のみで、行政関係者が測定したものである。

PTAでは、心配して独自に測定を行うようになった。PTAが独自に2012年10月26日に実施した測定結果(資料6)もとても懸念されるものだった。

²⁰ 国税庁(2012年11月発表)「東京電力(株)から支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱い等について」 <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/shotoku/index.htm>

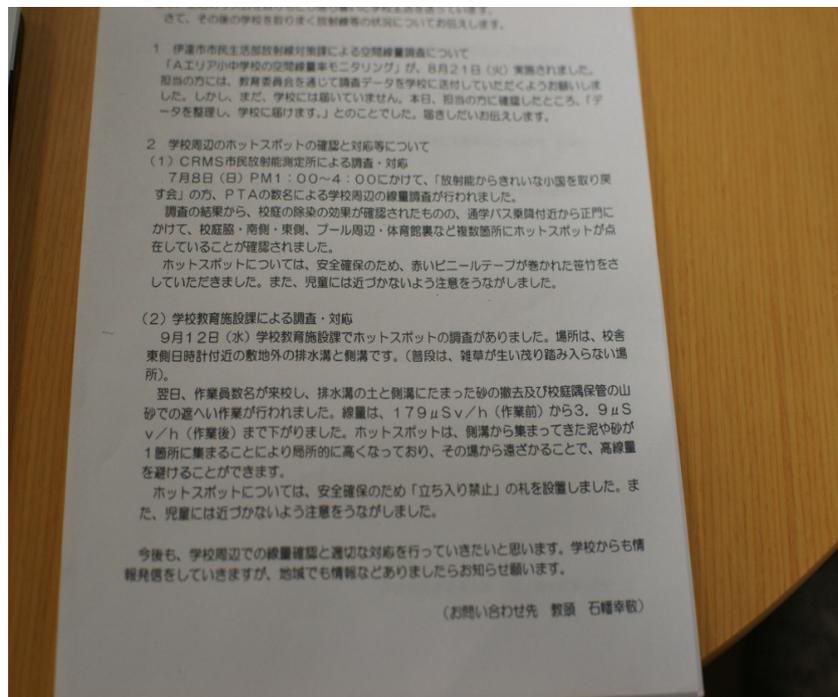
²¹ 福島民報 2013年2月17日

この測定結果について、実はある住民を介して、「学校で公表して下さるならお渡しください」と依頼して渡してもらおうとしたが、校長はその場では測定結果を受け取らなかったと後で聞いた。

その後、12月5日に子どもの個人面談のために学校に行った際、校長から測定結果を出してください、と言われた。私はこれまでの経緯から不信感を持っていましたが、「もう一人関わっている保護者がいるのでその人の承諾を校長先生からとってください」と保護者の名前を伝えてお願いし、その場は帰りました。しかし、校長は結局その保護者の方に承諾をとることはなく、測定結果は公表されませんでした。私としては公表を前提として、測定に関わった団体の方々にも連絡を入れて準備を進めたり、校長に手紙を書いてこの件がどうなったか聞いたりしたが、結局学校が、保護者の測定した数値を公表することはなく今日に至っている。

小国小学校は2012年9月19日付けのおたよりで、除染前には毎時179マイクロシーベルトもあり、除染後には毎時3.9マイクロシーベルトになった、と通知を出している。つい最近まで、毎時179マイクロシーベルトという極めて高濃度のホットスポットがあった、それは学校側の測定で確認されたものであり、そのことを校長自身が通知で認めている。もちろん、除染後も数値は非常に高い状態である。

避難しているのになぜ線量の高い学校に通わなければいけないのか、と思っている保護者は他にもいるが、残って通学している家庭もあるので公に口外することはできない。



（学校配布のたより。学校の測定で2012年9月12日に毎時179マイクロシーベルトのホットスポットを確認したと記載されている。）

(4) 学校の対応について

菅野氏：前の校長先生はとても住民側の要望を汲み取ってくれた人だったが、校長先生が変わってから教員の対応も態度も変わってしまった。

父母に対しアンケートをとった結果等をもとに、私たちは、小国小学校に対して様々な要望を出した。(資料7)

しかし学校側の反応は鈍く、「私は公務員だから。やるべきことはやっている。それ以上望むのであれば、私立学校にでも通ったらどうか」とまで言われたこともある。このことは、今年の10月26日に言われた。

小国小学校では屋外活動が一日一時間以内に制限されているが、信用できないので野外での体育に子どもは参加していない。

ガラスバッジは、小国小学校では机のわきのところにかけておく。

内閣府の伊達市のワーキンググループの資料(資料8、抜粋)を見ると、私のように子どもへの影響を懸念して学校に要望を出そうとする親のことを「モンスターペアレント」だと市長が書いている²²。モンスターペアレント扱いされてしまっていることに強いショックを受けている。

給食ではハウス栽培のもやし、みつば等の4種類の野菜は福島産。牛乳も福島産のため、自分の子どもには飲ませていない。核種は様々存在するなか、どうしてセシウムだけを測定して安全性が確保されると考えるのか不思議である。

今のところ、伊達産の食物は給食に出ていないが、作付制限が解除されたので将来地産地消が復活するかもしれない(2013年4月から地産地消が復活している)。

特定避難勧奨地点の家庭は20軒くらいあると思う。中学生以上の子どもがいると、結局避難することはできない人が多い。なかには本当に心配で自主避難し、借上アパートに住んでいる人もいる。

もともと小国小学校は児童数が全体で50名もいないので、まるごと安全な地域に移設すべきだったのではないか。

(5) 子どもの健康について

菅野氏：最近また甲状腺に危険がない旨の副読本が送られてきた。²³

甲状腺検査でもセカンド・オピニオンを求める人はごく少数。仮に知ったところでどうしようもないからなにもしない、という人が多いのかもしれない。

伊達市では今年の3月にはじめて甲状腺検査についての説明会が開催される予定である。しかし、参加者自体が集まらないのではないか。また、説明資料自体、福島医大の鈴木先生によるものなので、もともと危険性がない方向で作成されており信用できない。

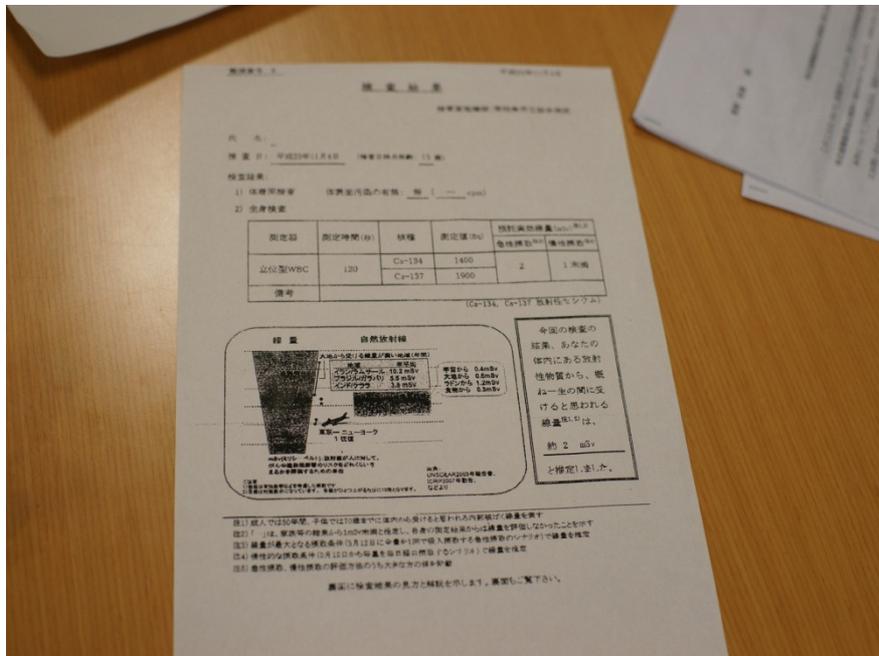
²² 内閣府 HP http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/news_111110.html

この中の伊達市の報告資料 <http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/twg/dai7/siryou2.pdf>

²³ 「県民健康管理調査 甲状腺検査について」参照

伊達市では地産地消を推奨していることもあり、伊達市在住の中学生(特定避難勧奨地点対象外)の一次ホールボディカウンターでは、2011年11月4日時点で合計3300ベクレルが体内から検出された。

検査場所は南相馬私立病院で、検査時間は120秒であった。
父親も高い数値であった。



この一年で地域の除染を行い、年間1ミリシーベルトを目指すとっているが、どこかが下がったとしてもその分どこかは上がるはず。

伊達市ははっきりと「放射能は動かない」と言っているが、風が吹けば放射線量は明らかに上がってしまう。

子どもがかわいそうだ、と思うのは、子どもがタンポポを触ろうとするときにも、「これ触っていい？」と聞いてくるようになったこと。まだ幼児だから、外に一人で遊びに行かせることができない。石を口に入れたり、雪遊びをしたりして被ばくするのが怖い。

学校に言っても、市に言っても国に言ってもダメなら、自分たちで気をつけるしかないのだろうか。

(6) 特定避難勧奨地点解除後の通学支援について

菅野氏：特定避難勧奨地点解除後、長男を小国小学校から避難先の小学校に転校させ、小国小学校に進学予定だった長女も避難先の小学校に入れることになった。そのきっかけとなったのは、学校の不誠実な対応にあるが、一番大きな理由となったのは通学支援に関する市の対応にあった。

伊達市では、小国地区に居住する子どもをスクールバスで通学をさせるという通学支援をしてきた。この通学支援については通学路の除染が完了するまで(2013年度まで)継続する予定のようであるが、それ以降は支援がなくなる。

一方、小国地区から他の地域に避難している子どもにはタクシーによる送迎支援が実施されてきた。しかし、こちらについては避難勧奨地点の解除と共に、2013年3月で打ち切られるとの通知が2013年1月24日付で伊達市教育委員会委員長から学校を通して通知された。

私と夫は、通学支援が打ち切られることやこれまでの学校の対応、小国小学校の線量などについて総合的に考えて、子どもの転校を決めた。

そして、2月28日に転校の手続きのために伊達市教育委員会に夫と一緒に行った。その際、教育委員会に、「本当にタクシーの支援は打ち切るのか」等を確認した。その時、教育委員会からは、「決定文書が通知されているので今後、変更はありません」とはっきり言われた。信用できなかつたので、何度も確認してから転校の印をついた。

ところが、3月7日午後7時過ぎ頃に伊達市教育委員会から電話がきて「タクシーの支援をしますと言ったら小国小学校へ通学させますか？」と聞かれた。

私は、転校手続の際に教育委員会とやり取りした経緯や、これまで転校を決めて、制服の準備等をしてきたことを話し、市のやり方・手順が違いすぎる、と抗議した。

給食についても「2013年4月から伊達市米となる」という市の決定文書が届いていたので、そのことも踏まえ、何故住民の気持ちを大切にしないのか、子どもを一番に考えて対応すべき教育委員会が適当なことをしている、と抗議した。教育委員会の方は、「ごもつともです」と答えて謝るだけであった。

その後、3月18日にはタクシーによる通学支援を利用するかどうかの教育委員会による意向伺(兼利用申込書)が学校から息子に配布された。しかし、対応はあまりに遅すぎた。多くの保護者からクレームがあったという。

息子自身も悩んで転校を決めたが、教育委員会の不誠実な対応に怒り、自ら教育委員会へ電話をかけたくらいであった。

2. 島氏(伊達市住民・女性)からの聴き取り

(1) 甲状腺検査について

島氏：昨年秋、近くに住む母親たちのつながりで子どもたち100人の福島県による甲状腺検査結果を集め、結果を表にまとめた。(資料9)

検査で嚢胞、結節の見つかった子どもの割合は、福島県の調査の数字を上回っていて、伊達での健康影響は深刻なのではないかと考えている。

福島県の調査では、A2判定になっても、再検査はしてもらえず、セカンド・オピニオンもなかなか得られない。

自分の子どもはセカンド・オピニオンを求めるため別途、検査を受診した。まわりの保護者にもセカンド・オピニオンのための受診を勧めた。

受信した医師は血液検査も実施してくれた。

A2 判定で問題なし、と言われ、独自に血液検査を受けた子どもの中からサイログロブリンの値が異常に高い子どもが見つかった。(同・資料 10)

機能障害をみつけるためには血液検査をしてサイログロブリン等の値を確認することが必要である。しかし、県立医大では、2 次検査に進んだケースだけ(B 判定以上)に血液検査を実施している。

一次検査で嚢胞が見つかって、ということなのかわからないため、一次検査の段階から血液検査と尿検査の両方を実施してほしい、と考えている。

予防のためにそうすることが必要ではないか、と保護者たちで主張している。

ところが県立医大や市が開催する様々な説明会では、「100 ミリシーベルト以下では健康に影響はない」という立場で一致していて、「線量がそこまで高くない中、健康な子どもたちに針はうてない」として、精密な検査はしないと明言している。

しかし、伊達は線量が高いのだ。どうやったら子どもたちが健康であると判断できるのだろうか。

(2) その他健康検査等

島氏：2012 年の末、伊達市でホールボディカウンターによる検査が始まった。²⁴

それに先立つ約半年前 2012 年 6 月 18 日、セシウムのデトックス成分のあるジュースを取り扱っている企業に、自分の子どものホールボディカウンターによる内部被ばく検査を無料で実施してもらった。その企業はセシウムが検出されたケースの中で継続して検査を実施すると低減していることが分かることを見せてくれた。今後は尿中セシウムの検査をしてくれる民間団体と連携をしようと考えている。

安心できる食品をどこから取り入れるか、また保養についても相談している。「福島ぽかぽかプロジェクト」²⁵の対象に伊達市も含まれることを最近知ったことから 4 月に説明会を開くことを計画している。

福島県立医大の公表している結果などについて無関心でいることは危険なので、問い合わせをしたり、県に血液検査などを実施してもらえよう要望する電話をかけるなどしている。

(3) 現在の懸案事項

・給食

島氏：2013 年 4 月から学校給食で地産地消が決まった。

できることをするため県・市・給食センターに問い合わせるなど動いているが、通知されたのが 2 月末だったため、時間もない。

学校給食をまとめて 1・2 食分計測することもあるようだ。

²⁴ http://www.minpo.jp/pub/topics/jishin2011/2012/08/post_4739.html

²⁵ フクロウの会や FoE Japan 等の民間団体が被ばく低減のために取り組んでいるプロジェクト

島氏：米・野菜などの地産地消は、米粒の放射線量も粒ごとに異なると聞くので、特定避難勧奨地点も抱える伊達市では、どこの米がいつ混ざるかも分からず不安である。

現在、輸出も禁止のものをなぜ学校給食に入れるのかと心情的に思う。

・ガラスバッチ

島氏：子どもの行っている学校では、ガラスバッチは、体育等で屋外にて運動する場合も教室内で一箇所に集めたままで外に持って行きもしない。これでは、ガラスバッジの意味がほとんどない。

・除染

島氏：除染については、20 ミリシーベルト以下であるということを経由に、市の判断での除染は実施しないという姿勢をとっている。私たちは、除染を市民にさせることはおかしいと市に話している。

市は、「ホットスポットを探してください、毎時3 マイクロシーベルト以上なら市が出掛けて行って除染します」と言っている。しかし、住民がホットスポットを見つけられない限り、取りあげてはもらえない。

また、毎時3 マイクロシーベルトなら市が除染を実施すると言うが、仮置き場がないという理由で毎時4 マイクロシーベルトでも除染してもらえていない。仮置き場があれば線量の高い順にやりますと言われた。今住んでいる団地の水のたまる場所には、毎時7 マイクロシーベルトのところもある。

このように結局除染の基準は決まっていなくて、市民が測定しても市が動いてくれないこともあり、不信感がある。

VI 調査後の状況

特定避難勧奨地点の解除を受け、東京電力は、特定避難勧奨地点に指定された世帯に対する精神的賠償を2013年3月で打ち切るとの通知を各世帯に送付したと報道されている。²⁶しかしながら、小国地区の線量は、資料3に示されたとおりであり、未だに高い。

伊達市では、2013年4月より、地産地消として、地元産の米等が給食に導入されている。

2013年4月に福島県が開示した2011年の自治体別甲状腺検査結果によれば、伊達市は、検査人数10274人、A1判定6537人(63.6%)、A2判定3688人(35.9%)、B判定49人(0.5%)とされている。²⁷2011年の検査人数が県内で最も多いことも影響しているものの、B判定の人数は伊達市が県内で最も多い結果となっている。開示されたデータは2011年の検査にとどまっているため、その後の検査結果も併せ、B判定に相当する子どもがさらに出てくる可能性がある。

²⁶ <http://www.minpo.jp/news/detail/201302016379>

²⁷ 毎日新聞報道 <http://mainichi.jp/feature/20110311/news/20130422ddm001040054000c2.html>

V まとめと勧告

1. 伊達市の調査と各種測定データが示唆するのは、伊達市の小国地区等における放射線量の高さである。

2012年9月、小国小学校内で、学校側の測定で、毎時179マイクロシーベルトという極めて高線量のホットスポットが存在していたことは明らかである。これは、年間20マイクロシーベルトという政府の基準すらはるかに超えるものである。

このような場所で、子どもたちが日常生活を行っていた、ということに、深刻な懸念を抱かざるを得ない。2012年7月、同10月、さらに2013年3月の測定を見ても、数値が極めて高く、2013年3月に入ってもいまま高線量の場所が確認されている。

子どもや妊婦、将来世代等、とりわけ低線量被ばくの影響を深刻に受けやすい人々の健康に対する権利の保護を考えると、このような状況で、特定避難勧奨地点を解除したことが本当に正当であったのか、厳正に検証を行う必要がある。

2. そもそも、地域全体で高線量が確認されているにも関わらず、世帯ごとに放射線量を一度だけ測定し、世帯ごとに個別に避難勧奨地点の指定を行うという避難指定のあり方自体が、健康を受ける権利の観点から、極めて問題である。

人はコミュニティで生活するものであり、自宅にとどまっているわけではない。コミュニティ全体が汚染され、通勤・通学路、学校、勤務先、憩いの場等で深刻な汚染が確認されているにも関わらず、自宅のみの、しかも一度きりの測定によって、避難勧奨地点の指定や賠償・避難支援等において差を設け、たまたま測定時に自宅が一定の線量に達しないことを理由として避難支援や補償を否定することは極めて問題であったと言わざるを得ない。

さらに、地域全体の除染が一向に進まないにも関わらず、自宅のみの除染を実施し、除染直後の測定数値をもとに、住民との十分な協議もなく一方的に勧奨地点の指定を解除する、という対応も明らかに問題である。

政府・自治体は、「地点」の指定によってコミュニティに発生した深刻な分断を解消する意図があったのかもしれないが、このような分断が生まれたのは、コミュニティとして同様な被害・汚染を被っているにもかかわらず、地域・区域ごとの避難指定をしなかった国・行政の避難勧奨地点の指定のあり方に問題があったものであり、むしろ指定をコミュニティ単位で拡大すべきであった。

避難勧奨地点の指定解除を機に、様々な支援がなくなり、東京電力による賠償も打ち切られることとなるため、経済的に余裕のない世帯は、子どもの健康等不安を感じていても、高線量の自宅に再び戻ることを強いられることになれば、極めて問題である。

政府・伊達市は、現状の深刻な放射線量の実態を踏まえて、特定避難勧奨地点の解除を検討し直すべきである。

そして、検討に当たっては、放射線汚染の実態が十分に考慮されるべきである。政府・伊達市は、定点観測地点の放射線量測定にとどまらず、包括的な調査を定期的実施・公表し、また、地元住民やPTA 父母、市民団体等の実施している放射線量測定結果を十分に考慮することが必要である。

3. 高濃度の汚染が観測された小国小学校等において、父母の要望にも関わらず、子どもたちを低線量被ばくから守るためのきめ細かい対応がなされず、要望が無視されているという事態が報告された。

また、様々な対策を要望する親には転校を示唆されたり、モンスターペアレント扱いを受け、屋外活動を見合わせた子どもたちが懲罰的な扱いを受けたりする等の問題が報告された。こうした状況のもと、転校を余儀なくされた子どもや父母の苦悩は大きい、深刻な汚染が続く学校・住環境で生活する子どもたちの対策は急務である。

伊達市は移動教室を開催する等の先進的取り組みもあるが、未だ一部にとどまっている。十分な放射線防護の対策、子どもを低線量被ばくや内部被ばくから守るための十分な対策が講じられる必要がある。

4. 農業を巡る状況も懸念される。伊達市では、現実の農地の除染は実施されず、田畑については、セシウムの吸収抑制剤が散布されるのみであり、それでも散布が済めば「除染済票」を掲示するよう求められている。このような田畑の除染のあり方について農業従事者間で懸念があり、また、特に若年層が農作業に従事する場合の低線量被ばくの危険性に対する対策は打たれていない。

他方、給食には地産地消の農産物が2013年4月から導入され、上記のような状況のもと、食の安全が果たして確保されるのか、保護者の不安を払拭できていない。

5. 福島県が実施する健康管理調査についても不信・不安の声が寄せられている。

2013年4月に福島県が公表した甲状腺検査の結果からは、伊達市においてB判定の子どもが県内で最も多いことが明らかとなっている。伊達市の子どもたちには低線量被曝の健康影響が懸念されるところであり、子どもたちの健康影響について、十分な注意と保護が必要である。

他方、伊達市では、ICRP ダイアログセミナーが定期的開催され、伊達市が会場の提供、市長の挨拶等、全面的に協力している様子がうかがわれるが、²⁸放射線汚染や低線量被ばくによる健康影響についての住民の懸念を払拭する方向での議論が主要な方向性であるとすれば深刻である。

²⁸ <http://icrp-tsushin.jp/dialogue.html>

本来政府・行政が行うべきことは、低線量被ばくを受容するかのような意識喚起・キャンペーンを進めることではなく、人々、特に子ども、妊婦、若い世代の健康を低線量被ばくから守るための具体的施策を実施することである。

勸告

以上を踏まえ、ヒューマンライツ・ナウは政府、伊達市、東京電力に対し、以下のとおり勧告する。

- 1 政府・伊達市は、現状の深刻な放射線量の実態を踏まえて、特定避難勧奨地点の解除を検討し直すこと。
- 2 政府・伊達市は、放射線汚染の実態について、定点観測地点の放射線量測定にとどまらず、包括的な調査を定期的実施し、これを公表すること。放射線汚染の実態把握にあたっては、地元住民やPTA 父母、市民団体等の実施している放射線量測定結果を十分に考慮すること。
- 3 住民に速やかに年間1mSv以下(自然放射線を除く)で日常生活を過ごすことが出来る生活環境を保障するよう、居住地、学校、道路、田畑等、コミュニティ全体の面的除染を、時期的目標を明確に定めて推進すること。
住環境が年間1mSv(自然放射線を除く)を下回らない間は、住民に対し、避難勧奨地点指定の有無を問わず、避難の権利を認め、避難の支援をするとともに、賠償を継続・追加的に実施すること。
- 4 高い放射線量が確認されている学校においては、低線量被ばくから子どもを守るため、学校の移動・再編を検討すること。
また、子どもたちを低線量被ばくから守るため、長期間の移動教室、保養プログラムが行われるよう、移動教室・保養プログラムを継続、拡充すること。
そのための十分な予算措置を講ずること。
- 5 子どもたちの健康と健全な育成を守るため、保護者・子どもの意見を十分に取り入れ、その参加を保障したうえで、学校と周辺の定期的な放射線測定と除染、学校の移動・再編、保養・移動教室プログラムの実施、放射線防護対策、給食の安全確保、通学支援、屋外活動に関する対応等の施策を策定・実施すること
- 6 子ども甲状腺検査については、2年に一度という頻度を見直して少なくとも住民全員に1年に1度の検査を実施する体制を構築し、かつ、血液・尿検査を同時に実施すること。

以上

Ⅶ 資料

- 資料 1. 伊達市における特定避難勧奨地点の解除について
- 資料 2. 伊達市立小国小学校 2012 年 7 月 8 日測定結果
- 資料 3. 伊達市立小国小学校 2013 年 3 月 16 日測定結果および比較とその考察
- 資料 4. 放射線量測定記録(家屋・除染後)
- 資料 5. 新聞記事
- 資料 6. 伊達市立小国小学校 2012 年 10 月 26 日測定結果
- 資料 7. 今後の学校活動等に関する要望書
- 資料 8. 伊達市長作成文書
- 資料 9. 福島県民調査「甲状腺検査」市町村別調査票作成依頼
- 資料 10. 甲状腺検査結果報告書(一式)

以上